

山梨県公報

第七百三十七号

平成十九年

二月十九日

月 曜 日

目次

告示

- 換地計画の決定(五件)……………九七
- 収入証紙売りさばき人の指定……………九八
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………九八
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………九九

告示

山梨県告示第四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営圃場整備事業(須玉地区第六 一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係
 書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十九年二月二十日から同年三月十九日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所農政課
- 四 異議申立期間
平成十九年三月二十日から同年四月三日まで

山梨県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営圃場整備事業(須玉地区第六 二工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係
 書類を縦覧に供する。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十九年二月二十日から同年三月十九日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所農政課
- 四 異議申立期間
平成十九年三月二十日から同年四月三日まで

山梨県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営圃場整備事業(須玉地区第六 三工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係
 書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十九年二月二十日から同年三月十九日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所農政課
- 四 異議申立期間
平成十九年三月二十日から同年四月三日まで

山梨県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第六 四工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係
書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十九年二月二十日から同年三月十九日まで

三 縦覧場所

北杜市役所農政課

四 異議申立期間

平成十九年三月二十日から同年四月三日まで

山梨県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第六 五工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係
書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十九年二月二十日から同年三月十九日まで

三 縦覧場所

北杜市役所農政課

四 異議申立期間

平成十九年三月二十日から同年四月三日まで

山梨県告示第五十三号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、
山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。
平成十九年二月十九日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
都留市田原二丁目 七番一号	東京都渋谷区初台 一丁目五十五番七 号	富士急トラベル 株式会社	平成十九年二月二日

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び
第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成十九年二月十九日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	介 護 保 険 事 業 所 番 号	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
おかべ内科・ 神経内科クリ ニック	甲斐市万才八 三三番地一 ニツク	一九一七〇〇 四九八	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年十二 月一日
みさき薬局旭 町	韮崎市旭町上 四番地三三〇	一九四〇九一〇 二五八	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年十二 月一日
みさき薬局旭 町	韮崎市旭町上 條南割三三一 四番地三三〇	一九四〇九一〇 二五八	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年十二 月一日
おおくにいき	甲府市大里町	一九七〇二〇二	通所介護	平成十八年十二

いきプラザ指 定おおくに介 護予防通所介 護	五三一五番地	一一五		月一日
おおくにいき いきプラザ指 定おおくに介 護予防通所介 護	甲府市大里町 五三一五番地	一九七〇一〇二 一一五	居宅介護支援	平成十八年十二 月一日
デイサービス 平山	富士吉田市大 明見一三五一 番地一	一九七二二〇〇 三七一	通所介護	平成十八年十二 月一日
デイサービス 平山	富士吉田市大 明見一三五一 番地一	一九七二二〇〇 三七一	介護予防通所介 護	平成十八年十二 月一日
デイサービス ひかり	南都留郡西桂 町倉見一九九 番地	一九七二二〇〇 四七八	通所介護	平成十八年十二 月一日
TOTORIMO デルクラブ甲 斐中央リフォ ーム社	甲斐市玉川三 二番地一	一九七二七〇〇 二二二	特定福祉用具販 売	平成十八年十二 月一日
TOTORIMO デルクラブ甲 斐中央リフォ ーム社	甲斐市玉川三 二番地一	一九七二七〇〇 二二二	特定介護予防福 祉用具販売	平成十八年十二 月一日
株式会社ウエ ノウエノ湯田 薬局	甲府市湯田一 丁目一一番六 号	一九四〇一一二 五九〇	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年十二 月五日

デイサービス 倅せ	甲府市城東四 丁目二番二三 号	一九七〇一〇二 二八九	通所介護	平成十八年十二 月十五日
デイサービス 倅せ	甲府市城東四 丁目二番二三 号	一九七〇一〇二 二八九	介護予防通所介 護	平成十八年十二 月十五日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 境三枝建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下鍛冶屋町百六十番地一
 - 3 代表者の氏名 三枝勲
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一七)第二九八号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが
・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上
工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月十日付で四に掲げる建設業を廃止した
旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 川崎建設株式会社

- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下於曾九百四十四番地
- 3 代表者の氏名 川崎真一
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第三一八号
- 四 処分の内容 とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小俣建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新屋三百六十三番地
 - 3 代表者の氏名 小俣壽春
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第九二八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し並びに土木工事業、大工工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年一月十六日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 熊坂建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市田野倉四百四十八番地
 - 3 代表者の氏名 熊坂ひとみ
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第四三八七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 土長建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中四百六十六番地
 - 3 代表者の氏名 高村博一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第五一〇四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 松本建築

- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津千九百三十三番地二
- 3 代表者の氏名 松本圭吾
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第七一九三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社滝沢組
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町大黒坂八百八十七番地
 - 3 代表者の氏名 滝沢栄一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第七八五九号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 桑田設備
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市賑岡町畑倉九百八十四番地一
 - 3 代表者の氏名 桑田利久

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八二六三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年二月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年一月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡鳴沢村千八百九十番地一
 - 3 代表者の氏名 小林博
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八三九号
 - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十九年一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番